

Def. DOC. #2783

Exh NO

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣審供述管

供述者 小松光彦

私、小松光彦は宣誓の上次の通り供述致します

一、私の現住所は高知縣香美郡山田町一〇八六番地であります

二、私は一九四〇年冬駐獨陸軍武官輔佐官及在伯林日獨伊三國混合委員會委員附を命ぜられ、大島大使と同行、シベリアを経由して一九四一年二月伯林に着任しました。其後一九四三年初、坂西陸軍武官の後任として陸軍武官に任ぜられ、同時に前記委員會の陸軍委員を兼務し終戦に至りました。伯林在勤中、私の階級は初は陸軍大佐、後には陸軍中將でありました。

三、三國條約に基く在伯林三國混合委員會の日本側委員は一般委員として大島大使、軍事委員として坂西陸軍中將並に野村海軍中將、經濟委員として松島公使より構成されて居ました。しかし此委員會は太平洋戦争開始迄は一回も開かれたことはありませんでした。開戦後も此委員會が開かれたのは二、三回で、一九四三年初、私が坂西中將の後を承けて陸軍委員に任ぜられてから後は一度も開會せられたことはありませんでした。而も此會議の内容は獨逸側から過去の戦況に関する宣傳的な報告があつただけだと坂西陸軍武官から聞きました。

四、太平洋戦争開始後間もなく一九四二年一月日獨伊三國間に軍事協定が締結されましたが、此協定は純然たる統帥上の協定で、私が直接知つて居る限り、又故坂西武官から聞いた限り、大島大使は此問題には實質的には全然無關係でありました。

五、大島大使は東京から何か訓令が来た場合とか、獨逸側の要人と會談された様を場合には、陸海軍武官や主なる大使館員に其話をされ、又相談されたが、大島は日本政府からの通報が僅少たるため、日本政府の方針を充分に承知し得ざるは甚だ遺憾であり、殊に日本の將來の全圖を承知し得ざるため、獨逸側との眞の話し合は出来ぬ旨を屢述べて居られました。大島大使が着任早々最も重視されてゐたことは、大使自身から聞いた所によれば、歐洲戦争の將來に付獨逸は如何なる見送し、全圖を考ふるかといふことであり、特に獨逸は果して對英上陸作戦を行ふ意思ありや、若しありとせばその時期如何、之に對する準備の状況如何といふやうな問題を明らかにすることでありました。

六、獨逸側が一九四一年春頃大島大使に對しシンガポール攻撃を希望してゐるといふ話は大島大使より聞きましたが、岡氏の話により私は、大島大使はシンガポール問題に關しては其舊軍人としての常識に基きその個人的な考を話の行辨り上述べたに過ぎざるものと承知して居りました。尙此シンガポール問題の話が出たのは、私が大島氏より聞いた限り、獨逸側開始迄のことであつて、其後獨逸の希望は日本の對蘇參戰に變つて來ました。

七、私は大島大使が東京に電報せられたものの中、重要なものに付ては事前又は事後に於て之を見せられました。大使が自分の意見として

東京に對し斯る攻撃を勸奨された電報を續んだことはありませんでした。

八、前述のやうに、東京からの通報は僅少で、大島大使初め我々柏林に居つた者は日米交渉の経過に付て殆ど消息を受けてみることが出来なかつたので、日本の事情は充分に諒解し得ざる状態でした。それで太平洋戦争開始直前東京から單獨不協和條約交渉の訓令を受けた後に於ても、大島大使はまだ日米間に懸念が起るが如きことはあるまいといふ意見を述べて居ました。斯かる状況でしたから、真珠灣奇襲の報を外國ラヂオで聞いた時は私自身大いに驚きました。それから間もなく大使館に参集した者は大島大使始め皆同じ様に驚いた感じを述べました。

昭和二十二年（一九四七年）三月三十一日 於東京

供述者 小松光彦

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 島内龍起

宣
誓
書

フ
良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓

(署名
捺印)

小
松
光
彦